

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
部外技能訓練 (大型自動車 2 種)		函館地本－ Z 4	
		作 成	令和 2 年 4 月 8 日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	自衛隊函館地方協力本部援護課
1 総 則 適用範囲 この仕様書は、自衛隊函館地方協力本部で実施する部外技能訓練（大型自動車 2 種）について規定する。 2 実施要領 任期満了退職予定自衛官及び定年退職自衛官を対象とし、大型自動車 2 種運転免許を取得するために必要な教習を次のとおり実施する。 (1) 教習予定期間 令和 2 年 6 月 8 日～令和 2 年 7 月 3 1 日 (2) 教習時間 8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分 (3) 教習場所 公安委員会指定自動車教習所（以下「教習所」という。）で、函館駐屯地から教習場所まで車両移動で 6 0 分以内の移動が可能な場所とする。 (4) 受講予定人数 5 名 (5) 受講資格 大型 2 種免許取得に必要ないずれかの第 1 種免許を取得して 3 年以上経過している者 (6) 教習費用等 ア 受講者が大型自動車 2 種運転免許を取得するために必要な教習費用及び諸経費並びに技能補習料金等を含めた総額を決定する。 イ 教習所が規定する施設維持費、入学金等は 1 時間単価に含むものとし、第 2 項第 6 号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。 ウ 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、第 2 項第 6 号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。 エ 事故等のため受講人員が減ずる場合は第 2 項第 6 号ア項の金額を減ずる。 3 管理事項 (1) 函館駐屯地と教習所間の送迎の実施（教習日における教習開始前及び教習終了後の計 2 回） (2) 教習所内における専用待機場所の提供			

4 提出書類

官と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを契約担当官等に提出すること。

5 検査及び監督

検査及び監督は、本仕様書に基づき契約担当官等が実施するものとする。

6 その他

本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、契約担当官等と協議の上決定する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
部外技能訓練 (普通自動車2種)	函館地本－Z 5		
	作 成	令和2年 4月8日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	自衛隊函館地方協力本部援護課	
1 総 則 適用範囲 この仕様書は、自衛隊函館地方協力本部で実施する部外技能訓練（普通自動車2種）について規定する。 2 実施要領 任期満了退職予定自衛官及び定年退職自衛官を対象とし、普通自動車2種運転免許を取得するために必要な教習を次のとおり実施する。 (1) 教習予定期間 令和2年6月8日～令和2年7月31日 (2) 教習時間 8時30分～17時00分 (3) 教習場所 公安委員会指定自動車教習所（以下「教習所」という。）で、函館駐屯地から教習場所まで車両移動で60分以内の移動が可能な場所とする。 (4) 受講予定人数 5名 (5) 受講資格 普通2種免許取得に必要ないずれかの第1種免許を取得して3年以上経過している者 (6) 教習費用等 ア 受講者が普通自動車2種運転免許を取得するために必要な教習費用及び諸経費並びに技能補習料金等を含めた総額を決定する。 イ 教習所が規定する施設維持費、入学金等は1時間単価に含むものとし、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。 ウ 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、第2項第6号ア項の金額の他に別途費用は発生しないものとする。 エ 事故等のため受講人員が減ずる場合は第2項第6号ア項の金額を減ずる。 3 管理事項 (1) 函館駐屯地と教習所間の送迎の実施（教習日における教習開始前及び教習終了後の計2回） (2) 教習所内における専用待機場所の提供			

4 提出書類

官と契約を締結した相手方は、教習開始前に教習のカリキュラムを契約担当官等に提出すること。

5 検査及び監督

検査及び監督は、本仕様書に基づき契約担当官等が実施するものとする。

6 その他

本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、契約担当官等と協議の上決定する。